



ドイツ連邦共和国

(Federal Republic of Germany)

目次

1. 侵害対策関連法令.....	1
2. 侵害対策関係機関.....	4
3. 侵害の定義.....	10
4. 侵害の発見から解決までのフロー.....	16
5. 侵害に対する救済手段.....	26
6. 留意事項.....	40
7. その他の関連団体.....	42

1. 侵害対策関連法令

1.1 特許法

Patentgesetz (PatG)

Patent Law (May 5, 1936, as amended up to by the Law 1474 of August 31, 2015)

第1部 特許

第9条 特許権者の排他権

第10条 間接侵害

第11条 対象外規定

第12条 先使用

第33条 公開による賠償請求権

第2部 特許局

第33条 公開による補償金

第9部 侵害

第139条 救済

第140条 救済

第141条 時効
第142条 刑事罰
第142a～142b条 税関保護
第10部 特許侵害訴訟手続き
第143～145条 裁判所手続き

1. 2 実用新案法

Gebrauchsmustergesetz (GebrMG)

Utility Model Law (May 5, 1936, as amended up to by the Law 1474 of Augst 31, 2015)

第11条 実用新案権者の排他権
第12条 対象外規定
第13条 (3)項 特許法の準用(第12条先使用)
第24条～第24b条 救済
第24c条 時効
第25条 刑事罰
第25a条 税関保護
第27条 訴訟

1. 3 意匠法

Gesetz über den rechtlichen Schutz von Design (DeschmG)

Law on the Protection of Designs (March 12, 2004, as amended up to by the Law 122 of February 24, 2014)

第38条 所有者の権利
第40条 対象外規定
第41条 先使用
第42条 救済
第49条 時効
第51条 刑事罰
第55条～第57a条 税関保護
第62a条～第65条 共同体意匠への適用

1. 4 商標法

Gesetz über den Schutz von Marken und sonstigen Kennzeichen (MarkenG)

Act on the Protection of Trademarks and other Signs (January 1, 1995, as

amended up to by the Law 1474 of August 31, 2015)

第2部 第3章 保護範囲、権利侵害

第14条 商標の排他権

第15条 取引上の標識の排他権

第18条～第19b条 救済

第21条 時効

第22条～第25条 請求の制限

第5部 第3章 共同体商標

第125b条 共同体商標への準用

第6部 第1章 原産地表示の保護

第128条 侵害

第2章 EC規則No. 510/2006に基づく保護

第135条 侵害

第8部 第1章 刑事罰及び罰金

第143条～第145条 刑事罰と罰金

第2章 輸入及び輸出に関する差押

第146条～第151条 税関保護

1.5 その他の国内法

(1) 民法 Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)

Civil Code (August 18, 1896, as amended up to Law 1042 of June 29, 2015)

(2) 民事訴訟法 Zivilprozessordnung (ZPO)

Code of Civil Procedure (September 12, 1950, as amended up to Law 1474 of August 31, 2015)

(3) 不正競争法 Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb (UWG)

Act against Unfair Competition (amended up to by the Law 3714 of October 1, 2013) 第4条、第5条、第8条～第11条

(4) 刑法 Strafgesetzbuch(StGB)

Criminal Code (January 1, 1872, as amended up to Law 1474 of August 31, 2015) 第23条～第27条

(5) 刑事訴訟法 Strafprozessordnung (StPO)

Code of Criminal Procedure (October 1, 1879 as amended up to Law 1474 of August 31, 2015)

(6) 欧州委員会規則 EU Commission Regulation (EC) No.1352/2013

知的財産権の税関保護 Commission Implementing Regulation (EU) No. 1352/2013 of 4 December 2013 establishing the forms provided for in

Regulation (EU) No. 608/2013 of the European Parliament and of the Council concerning customs enforcement of intellectual property rights

なお、上記の(6)以外に、ヨーロッパ特許法、共同体商標法及び意匠法、並びに各種欧州指令などの域内関係法規、及び TRIPS 協定などが適用される。

1.6 その他の知的財産法

(1) 半導体集積回路配置設計保護法

Gesetz über den Schutz der Topographien von mikroelektronischen Halbleitererzeugnissen (Act on the Protection of the Topographies of Microelectronic Semiconductor Products, November 1, 1987)

(2) 植物品種保護法

Sortenschutzgesetz (The Plant Variety Protection Law, November 12, 1985)

(3) 著作権及び関連法

Gesetz über Urheberrecht und verwandte (Act on Copyright and Related Rights, September 9, 1965)

なお、本稿作成の 2015 年末に、欧州統一特許制度が成立する最終段階になっている。従来のドイツ特許、ヨーロッパ特許のドイツ移行特許に加えて、欧州統一特許権が存在している可能性があるため、権利行使においては、この点を再度ご確認ください。

2. 侵害対策関係機関

2.1 ドイツ特許商標庁

Deutsches Patent- und Markenamt (DPMA)

German Patent and Trademark Office

住所: Zweibrückenstraße 12,
80331 München, Germany

電話: +49-89-2195-0

Fax: +49-89-2195-2221/ 2195-4000(商標)

E-mail: info@dpma.de

Website: <http://www.dpma.de/>

[特許、実用新案、意匠、商標の知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産制度の普及、情報の提供、関連機関との協力]

2. 2 著作権出版法ユニット/連邦司法省商業経済法 III 総局 IIIB 部

Einheit Urheber- und Verlagsrecht / Direktion IIIB/ Generaldirektion III

Bundesamt für Justiz

Unit Copyright and Publishing Law/Directorate IIIB

Directorate-General III: Commercial and Economic Law

Federal Ministry of Justice

住所: Mohrenstrasse 37

10117 Berlin, Germany

電話: +49-30-20-2570

Fax: +49-30-20-2593-23

E-mail: poststelle@bmj.bund.de

Website: <http://www.bmj.bund.de/>

[著作権の申請登録手続き、普及、関連機関との協力]

2. 3 国家植物新品種局

Bundessortenamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit (BVL)

Federal Plant Variety Office/Federal Ministry of Food and Agriculture

住所: Bundesallee 50, Gebäude 247

38116 Braunschweig, Germany

電話: +49-531-21497-0

Fax: +49-531-21497-299

E-mail: poststelle@bvl.bund.de

Website: <https://www.bvl.bunde.de/>

[植物新品種権者の保護、審査及び登録業務]

2. 4 税関

Zentrale Auskunftsstelle Zoll

German Central Customs Authorities

住所: Carusufer 3-5

01077 Dresden

Zentrale Auskunft, Germany

電話: +49-351-44834-510

Fax: +49-351-44834-590

E-mail: info.privat@zoll.de

Website: <http://www.zoll.de/>

[安全な社会の実現、貿易の円滑化、適正な関税の徴収、知的財産権の侵害]

など不正行為による不当な競争制限の排除の業務]

2. 5 連邦通常裁判所

Bundesgerichtshof (BGH)

Federal Court of Justice

(Karlsruhe Office)

住所: Herrenstraße 45 a,
76133 Karlsruhe, Germany

電話: +49-721-159-0

Fax: +49-721-159-2512

E-mail: poststelle@bgh.bund.de

Website: <http://www.bundesgerichtshof.de/>

[民事、刑事事件の最上級裁所、カールスルーエとライプチヒに所在する]

2. 5. 1 高等裁判所

Oberlandesgericht

Regional High Court

(Düsseldorf Office)

住所: Cecilienallee 3
40474 Düsseldorf, Germany

電話: +49-211-4971-0

Fax: +49-211-4971-548

E-mail: poststelle@olg-duesseldorf.nrw.de

Website: <http://www.olg-duesseldorf.nrw.de/>

(Karlsruhe Office)

住所: Herrenstraße 45 a,
76133 Karlsruhe, Germany

電話: +49-721-926-0

Fax: +49-721-926-5003

E-mail: poststelle@OLGKarlsruhe.justiz.bwl.de

Website: <http://www.olg-karlsruhe.de/pb/,Lde/Startseite>

(München Office)

住所: Oberlandesgericht München
Priemayerstraße 5
80335 München, Germany

電話: +49-89-5597-02

Fax: +49-89-5597-3570

E-mail: poststelle@olg-m.bayern.de

Website: <http://www.justiz.bayern.de/gericht/olg/m/>

[民事、刑事事件の各州で第二審を担当する裁判所、ドイツ国内に上記を含めて 24 か所の高等裁判所がある]

2. 5. 2 地方裁判所

Landgericht

Regional Court

(Düsseldorf Office)

住所: Werdener Straße 1
40227 Düsseldorf, Germany

電話: +49-211-8306-0

Fax: +49-211-87565-1260

E-mail: poststelle@lg-duesseldorf.nrw.de

Website: <http://www.lg-duesseldorf.nrw.de/>

(Hamburg Office)

住所: Sievekingplatz 1
20355 Hamburg, Germany

電話: +49-40-42843-0

Fax: +49-40-42843-4318

E-mail: Poststelle@lg.justiz.hamburg.de

Website: <http://justiz.hamburg.de/gerichte/landgericht-hamburg/>

(Köln Office)

住所: Luxemburger Straße 101
50939 Köln, Germany

電話: +49-221-477-0

Fax: +49-221-477-3333

E-mail: poststelle@lg-koeln.nrw.de

Website: <http://www.lg-koeln.nrw.de/>

(München I Office)

住所: Oberlandesgericht München
Prielmayerstraße 5
80335 München, Germany

電話: +49-89-5597-03

Fax: +49-89-5597-2991

E-mail: poststelle@lg-m1.bayern.de

Website: <https://www.justiz.bayern.de/gericht/lg/m1/>

[民事、刑事事件の各州で第一審を担当する裁判所、ドイツ国内に上記を含めて115か所の地方裁判所がある]

2. 5. 3 連邦特許裁判所

Bundespatentgericht (BPatG)

The Federal Patent Court

住所: Cincinnatistraße 64,
81549 München, Germany

電話: +49-89-69937-250/231

Fax: +49-89-69937-5100/5231

E-mail: pressestelle@bpatg.bund.de

Website: <http://www.bundespatentgericht.de/>

[上級連邦裁判所で、知的財産分野の紛争を担当する]

2. 6 連邦刑事局

Bundeskriminalamt (BKAS)

Federal Criminal Police Office

住所: Bundeskriminalamt
65173 Wiesbaden, Germany

電話: +49-611-55-0

Fax: +49-611-55-12141

Website: <http://www.bka.de/>

[連邦内務省に所属する機関で、州刑事局と協力し、重大犯罪を扱う]

2. 7 検察局 ミュンヘン事務所

Staatsanwaltschaft München I

Prosecutors' Offices Munchen

住所: Linprunstraße 25
80335 München, Germany

電話: +49-89-5597-07

Fax: +49-89-5597-4131

E-mail: poststelle@sta-m1.bayern.de

Website: <https://www.justiz.bayern.de/sta/sta/m1/>

[各地方裁判所内の検察局は刑事を担当する]

2. 8 ドイツ商事仲裁協会

Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit (DIS)

German Institution of Arbitration

住所: Beethovenstrasse 5-13,
50674 Köln, Germany

電話: +49-221-285-520

Fax: +49-221-285-52222

E-mail: dis@dis-arb.de

Website: <http://www.dis-arb.de/>

[ドイツの主要な仲裁組織で、国内外に 1200 名弱の仲裁員を保有し、ベルリンとミュンヘンにもオフィスがあり、紛争の仲裁や調停の業務を行っている]

2. 9 インターネットドメイン名仲裁解決委員会 仲裁調停センター (ジュネーブ)

Internet Address Dispute Resolution Committee

Arbitration and Mediation Center (Geneva)

住所: 34, chemin des Colombettes
1211 Geneva 20
Switzerland

電話: +49-221-285-520

Fax: +49-221-285-52222

E-mail: arbiter.mail@wipo.int

Website: <http://www.wipo.int/>

[WIPO の仲裁センターはドメイン名の仲裁や調停の業務を行っている]

2. 10 ドイツインターネット情報センター

DENIC eG (DENIC)

German Institution of Arbitration

住所: Kaiserstraße 75-77,
60329 Frankfurt am Main, Germany

電話: +49-69-27235-0

Fax: +49-69-27235-238

E-mail: info@denic.de

Website: <https://www.denic.de/>

[ドイツのインターネットドメイン名の登録と管理を担当する非営利機関、ドメイン名の紛争窓口でもある]

3. 侵害の定義

3.1 特許(Patent)

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にドイツ国内で、特許法第9条及び第10条により排他権が付与された特許権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做され、特許権者は、侵害の差止、損害賠償(同第139条)及び侵害品及び侵害関連機材の回収、廃棄(同第140a条)などを請求することができる。

特許法が規定する、特許権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 特許製品の製造、販売の申し出、販売、又は使用、或いはこれらの目的での輸入、又は保管する行為；
- (b) 特許方法の使用、又は侵害を知りながら使用のために方法を提供する行為；
- (c) 特許方法で直接得られた製品の販売の申し出、販売、又は使用、或いはこれらの目的での輸入、又は保管する行為
(以上、同第9条)
- (d) 特許が付与された生物学的材料、或いはその製法、及び特許が付与された遺伝子情報を含む製品にかかる行為(同第9a条)
- (e) 侵害を知得している第三者に、或いは明白な状況で、実施に適し、そのように意図された侵害手段を提供、又は提供を申し出る行為(同第10条第1項)

侵害対象外規定

- (1) 非商業目的かつ私的に使用する行為；
- (2) 実験目的で使用する行為；
- (3) 植物新品種の育成、発見、及び開発のために生物学的材料を使用する行為；
- (4) 医薬品の販売承認を取得するために必要とされる研究、試験する行為；
- (5) 医師の処方により薬局で個別になされる調合、又はそのように調剤された医薬品に関する行為；
- (6) パリ条約などに加盟の同盟国の船舶、航空機又は車両が一時的又は偶発的に国内に入り、船舶、航空機又は車両の装備品、構造若しくは操作、その付属物において使用する行為
(以上、同第11条)
- (7) 先使用に基づく行為(同第12条)
- (8) 国家利益のための強制実施行為(同第13条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ ヨーロッパ特許庁が登録するヨーロッパ特許のドイツ指定登録特許も対象である
- ・ 生物学的材料から成り若しくはそれを含む製品、又は生物学的材料を生産し、処理し、若しくは使用するための方法に係る場合も権利が及ぶ(同第1条第2項)
- ・ 仮保護による賠償請求権は出願公開日より発生するが、その出訴期限は登録後1年である(同第33条)
- ・ 権利者の名義や住所が違う場合は、権利行使前に変更する
- ・ 無効審判開始には停止効力があり、訴訟を停止することができる(同第75条)
- ・ 権利行使の時効は侵害の発生、或いは侵害を知りえた日から3年目の年末。消滅時効は30年。不当利得返還は10年(同第141条、民法第1巻第5部)
- ・ 刑事罰を適用できる(同第142条)
- ・ 税関差止の対象である(同第142a条)

保護期間： 出願日から 20 年間(同第 16 条)

医薬品期間延長(SPC)5年以下、販売許可発行から15年を超えない
(同第16a条、第49a条)

3. 2 実用新案(Gebrauchsmuster)

実用新案権者の承諾なく、権利存続期間中にドイツ国内で、実用新案法第 11 条により排他権が付与された実用新案権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做され、実用新案権者は、侵害の差止、損害賠償(同第 24 条)及び侵害品及び侵害関連機材の回収、廃棄(同第 24a 条)などを請求することができる。

実用新案法が規定する、実用新案権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 実用新案製品の製造、販売の申し出、販売、又は使用、或いはこれらの目的で輸入、又は保管する行為(同第11条第1項)
- (b) 侵害を知得している第三者に、或いは明白な状況で、実施に適し、そのように意図された侵害手段を提供、又は提供を申し出る行為(同第11条第2項)

侵害対象外規定

- (1) 非商業目的かつ私的に使用する行為；
- (2) 実験目的で使用する行為；

- (3) パリ条約などに加盟の同盟国の船舶、航空機又は車両が一時的又は偶発的に国内に入り、船舶、航空機又は車両の装備品、構造若しくは操作、その付属物において使用する行為
(以上、同第12条)
- (4) 先使用に基づく行為、国家利益のための強制実施行為(同第13条第3項、特許法第12条、第13条の準用)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 権利者の名義や住所が違う場合は、権利行使前に変更する
- ・ 無効審判開始には停止効力があり、訴訟を停止することができる(同第19条)
- ・ 権利行使の時効は侵害の発生、或いは侵害を知りえた日から3年目の年末。消滅時効は30年、不当利得返還は10年(同第24c条、民法第1巻第5部)
- ・ 刑事罰を適用できる(同第25条)
- ・ 税関差止の対象である(同第25a条)

保護期間： 出願日から3年間、更新が3年、2年、2年と可能で最長10年間
(同第23条)

3.3 意匠(Design)

意匠権者の承諾なく、権利存続期間中にドイツ国内で、意匠法第38条により排他権が付与された意匠権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做され、意匠権者は、侵害の差止、損害賠償(同第42条)及び侵害品及び侵害関連機材の回収、廃棄(同第43条)などを請求することができる。

意匠法が規定する、意匠権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 意匠及びその類似意匠の使用、或いは適用された製品の製造、販売の申し出、販売、輸入、輸出、又は使用或いはこうした目的で所持する行為(同第38条第1-2項)

侵害対象外規定

- (1) 私的かつ非商業目的に使用する行為;
- (2) 実験目的で使用する行為;
- (3) 権利者の通常の事業に影響なく、及び出所表示した引用目的、或いは教育目的で複製する行為;
- (4) 船舶又は航空機が一時的又は偶発的に国内に入り、船舶や航空機の装

備品において使用する行為、若しくはその船舶や航空機の補修や補修するための部品を輸入する行為

(以上、同第40条)

(5) 先使用に基づく行為(同第41条)

(6) 並行輸入に該当する行為(同第48条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 部品意匠も保護対象である(同第4条)
- ・ ハーグ協定による国際意匠出願のドイツ登録意匠も対象となる(同第71条)
- ・ 欧州共同体登録意匠(CD)の紛争は欧州裁判所で裁定される(同第63条、EC規則 6/2002第80条第1項)
- ・ 権利者の名義や住所が違う場合は、権利行使前に変更する
- ・ 無効審判開始には停止効力があり、訴訟を停止することができる(同第34b条)
- ・ 権利行使の時効は侵害の発生、或いは侵害を知りえた日から3年目の年末。消滅時効は30年、不当利得返還は10年。(同第49条、民法第1巻第5部)
- ・ 刑事罰を適用できる(同第51条、同第65条)
- ・ 税関差止の対象である(同第55条)

保護期間：出願日から25年間、年金は5年毎の前払い(同第24条)

3.4 商標及びその他の標識(Marken und sonstigen Kennzeichen)

ドイツの商標法は、商標(Marken)、取引上の標識(geschäftliche Bezeichnungen)、及び原産地表示(geographische Herkunftsangaben)を保護対象としている(商標法第1条)。取引上の標識とは会社の標識及び著作物の標題であり、会社の標識は商号、会社名又は会社の事業施設や事業の名称など取引上使用する標識を指し、著作物の標題は出版物、映画、音楽などの作品名や特別な名称を指している。

商標の権利者及び取引上の標識の権利者(以下、併せて商標権者という)の承諾なく、権利存続期間中にドイツ国内で、商標法により排他権が付与された商標権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做され、商標権者は、侵害の差止、損害賠償(同第14条、第15条、第127条、第128条)、侵害品及び侵害関連機材の回収、廃棄(同第18条)などを請求することができる。

商標法が規定する、商標権者の禁止権の対象は次の行為である。

(a) 商標の保護商品又はサービスと同一の商品又はサービスに登録商標と同

- 一の標識を使用する行為；
- (b) 登録商標と同一若しくは類似する標識を登録商標の保護商品又はサービスに使用し、公衆を混同させるように標識を使用する行為；
 - (c) ドイツで著名な登録商標と同一若しくは類似する標識を、その登録商標の保護商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに正当な理由なく使用し、当該著名登録商標を不当に利用、或いは害を及ぼすような行為；
 - (d) 具体的な使用行為は、商品、包装、梱包、或いは書類や広告に登録商標を付し、そうした商品の販売、販売の申し出、及びこれらの目的での保管、輸入、輸出、又はサービスの提供、提供の申し出をすること；
(以上、同第14条)
 - (e) 保護されている取引上の標識と混同させる方法で取引上の標識又は類似する標識を許可なく業として使用する行為；
 - (f) ドイツで著名な取引上の標識を混同の虞がないといえども、正当な理由なく使用し、当該取引上の標識を不当に利用或いは害を及ぼすような行為；
(以上、同第15条)
 - (g) 辞書、百科事典又はこれに類似する出版物或いは電子データベースにかかる登録商標が当該商品やサービスについての普通名詞として認知されるような場合、登録商標であることの記載を要求することができる；(同第16条)
 - (h) 原産地の異なる商品又はサービスの名称、表示又は標識を、その原産地が誤認されるように取引上で使用する行為；
 - (i) 著名な原産地表示をその原産地を誤認させる虞がない場合でも、原産地を異にする商品又はサービスで使用することで、その原産地名を正当な理由なく不当に利用又は害を及ぼすように使用する行為；
(以上、同第127条)

侵害対象外規定

- (1) 不正な場合を除き、後の権利者の使用を既に5年間黙認した場合(同第21条)；
- (2) 自己の名称又は住所を使用する行為；
- (3) 種類、品質、用途、価格、原産地、商品の生産時期又はサービスの提供時期など特徴や特性を表示する行為；
- (4) 付属品又は部品として、製品又はサービスの用途を表示する行為
(以上、同第23条)
- (5) 並行輸入や消尽に該当する行為(同第24条)；
- (6) 先の使用や先の権利に基づく行為(同第12条、同第13条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 国際登録商標(マドリット議定書)によるドイツ指定登録も対象となる(同第112条、同第124条)
- ・ 欧州共同体登録商標(CTM)も対象となる(同第125b条)
- ・ 権利者の名義や住所が違う場合は、権利行使前に変更する
- ・ 著名商標による権利行使をする場合、当該商標がドイツで一定の著名性があること、被疑侵害者による同一又は類似の商標の使用が、当該商標を希釈化する、或いはイメージの転用がされるような識別性又は名声が害される程度の立証が必要である(同第14条(2)-3)
- ・ 登録商標を5年以上不使用の場合、権利行使はできない(同第25条)
- ・ 権利行使の時効は侵害の発生、或いは侵害を知りえた日から3年目の年末。消滅時効は30年、不当利得返還は10年。(同第20条、同第129条、同第136条、民法第1巻第5部)
- ・ 刑事罰を適用できる(同第143条、同第143a条、同第144条)
- ・ 税関差止の対象である(同第8部第2章第146条-第151条)

保護期間：出願日から10年間、その後10年毎更新可、無期限(同第47条)

3.5 不正競争(Unlauteren Wettbewerb)

ドイツの不正競争行為は、不正競争法(UWG)と競争制限禁止法(WBG:独占禁止法)¹に分けられており、不正競争法は、事実の歪曲、不実表示、不公正取引による取引から競合他社、一般消費者及び関係事業者を保護することを目的(第3条)としている。不正競争は違法広告や営業秘密、ノウハウなど秘密情報の保護、海賊行為や盗用なども深くかかわっている。

不正行為を行った者を、競争者の商品又はサービスを模倣する商品又はサービスを提供する者(不正競争法第4条第9項)、及び特定の競争者を標的として妨害した者(同第10項)と定め、不実の表示(unwahre Angabe)又はその他の欺瞞の表示(Täuschung Angabe)を含むときに、誤認を惹起する取引上の行為を実施している(同第5条)と定めている。

特に、不正競争法が禁止する誤認を惹起する取引上の行為は次の行為である。

- (a)商品やサービスの特徴(Merkmal)、種類(Art)、品質(Ausführung)、メリット(Vorteile)、時期、適合性、数量(Menge)、地理的或いは事業上の出所

¹ WBG: Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen 特許権の濫用が対象のため説明は省略する。

(Herkunft)、無体財産を含めた財産、直接又は間接的後援(Sponsoring)との関連で生じた又は事業者の商品若しくはサービスの許可(Zulassung)に関連する表現(Aussagen)又は記号(Symbol)が表示された場合(同第 5 条第 1 項抜粋);

(b)比較広告である場合も含めて、商品又はサービスの商品化(Vermarktung)との関連において、他の商品若しくはサービス、又は競争者の商標やその他の標識(Kennzeichen)との混同の可能性(Verwechslungsgefahr)を生じさせる場合(同第 5 条第 2 項)。

被害を受けた事業者や知的財産権者は不正行為に対する法的措置として、不法行為の差止(同第 8 条)、損害賠償(同第 9 条)、及び刑事処罰(同第 16 条)を請求することができる。なお、権利行使の時効は侵害の発生、或いは侵害を知りえた日から 3 年目の年末、不当利得返還は 10 年である(同第 11 条)。

不正競争の刑事罰規定(同第 17 条)には、営業秘密漏洩及びそれに対する罰則規定が設けられている。同規定では、業務上又は事業上の秘密を①技術的手段、②秘密が化体した複製物、若しくは③秘密が化体された物により、無権限に営業秘密を入手又は確保することにより、無権限に使用、若しくは他人に開示する行為を不正行為とし、未遂を含めて、処罰規定を設けている。

4. 侵害の発見から解決までのフロー



ドイツは、欧州中西部に国土 35.7 万平方 km(日本の 94%)に人口約 8,100 万人が居住する連邦共和制国家で 16 の州からなる。政治体制は、連邦議員内閣制である。

主要産業は、自動車、機械、化学、製薬、電子、光学、医療機械などで、欧州域内の輸出入が主要である。主な輸入品は、自動車、化学製品、機械類、石油類、コンピュータなどで、主な輸入元はフランス、オランダ、アメリカ、イタリア、イギリス、ベルギー、中国、オーストラリアで、日本は 17 位である。

日本からの輸入品は、電気機器、一般機器、及び輸送用機器が主要産品である。一方、日本からの投資は、化学・医療、卸売・小売業、一般機械器具や保険・銀行が中心である。

ドイツでの知的財産権の被害状況を調べると、輸入販売が比較的多く、自動車部品、電子機器、産業用機器、雑貨などでの侵害が中心であり、商標権、特許権や意匠権の侵害品や模倣品(以下、侵害品という)による被害が毎年発生している。

4.1 侵害の発見

侵害品は主に、店頭、見本市や展示会、或いはインターネットモールや広告などで発見されることが多く、現地の代理店やディーラー、或いは顧客や取引先から製品クレームや通報があり、侵害品が発見される。時には、市場調査や税関対策を行った現地代理人や弁護士事務所からも通報される。

こうした侵害品が輸入品の場合は、デットコピーや形態模倣が多く、品質も悪く、価格も安いものが多い。中国や香港などアジアからの衣類、携帯電話、医薬品、日用品、又はアメリカやヨーロッパ各地から食品、映画、音楽、ソフトウェアを収録した CD、DVD が多い。

2014 年度の税関年報によると、商標権及び著作権侵害による税関差止申請は 1,049 件で、差止は 45,738 件、差止総額約 13,770 万ユーロ、592.7 万点の侵害品が差止められている。知的財産権者による差止請求は毎年 1,100 件ほどであるが、2014 年に差止された内訳は、靴が 24,882 件(13 万足)、バック、時計など装身具が 9,009 件(16 万個)、衣類とアクセサリが 4,838 件(129 万点)、玩具、ゲーム、スポーツ用品が 373 件(106 万点)、携帯電話が 1,629 件(18 万点)、電気及びコンピュータ部品が 1,020 件(24 万点)、医薬品が 537 件(12 万点)、酒類が 21 件(29 万本)、その他機械、自動車部品、事務用品が 1,840 件(83 万点)などで、総額 13,772 万ユーロ²にも及んでいる。

なお、侵害品の輸入元は、中国が全体の 47%、香港 28%、アメリカ 8%、イギリス 4%、シンガポール 2%、タイ 1%、その他 10%である。インターネット販売の侵害品が輸入されることが多い。

侵害品は空路で輸入され、全体の 69%を占めており、次いで郵送などが 25%、陸路は 3%程度である。空路はフランクフルト空港、海路はブレーメンやハンブルクで侵

² 対応日本円概算金額:185 億 9,220 万円(1 ユーロ:135 円換算)

害品が数多く発見されている。なお、EU 地域の輸入の拠点はフランス、ベルギー及びオランダの港で、各国への中間輸送拠点でもある。

模倣品以外の特許権侵害などは、一般的には競合会社同士が市場での競合製品のモニタリングで発見する。例えば、医薬品特許の場合、製薬メーカーは Lauer-Taxe と呼ばれる医薬品のデータベースを、毎月更新されるごとに定期的にモニタリングしたり、医薬品情報を提供する医薬品情報提供者 (MR) 情報を得たりして、侵害品が出回る前から調査活動を行っている。

4. 2 証拠の収集

こうした模倣品が発見された場合、侵害とされる事実(以下、被疑侵害という)に関する詳しい情報の入手に努める。通報された情報は曖昧な場合も多いため、例えば下記の項目について具体的な情報収集に努め、誤った判断をしないよう配慮する。

- ・発見日
- ・発見者
- ・発見場所
- ・侵害された自社製品
- ・被疑侵害品の説明や写真
- ・模倣品発見時の状況
- ・サンプルの入手/入手ルート
- ・製造者や販売者の情報

税関で侵害品が発見された場合は、税関での差止により具体的な証拠が入手できるが、被疑侵害品が市中で発見された場合には、被疑侵害が行われている地域、被疑侵害者である販売店舗、取扱い業者などの流通から販売に関わる関係者と所在地、被疑侵害品の詳しい情報等を可能な限り入手する。インターネットの場合はインターネット事業者や店舗の運営者の情報を収集する。

さらに、被疑侵害品に関して、被疑侵害品のサンプル、説明書、パッケージ、広告、インターネットの場合はウェブページに記載される説明や写真、図など直接的に、侵害の事実を証明できる証拠を収集するとともに、被告となる被疑侵害者との関係を立証できるようにサンプル品を購入し、納品書、領収書、或いは、送り状や支払い先の情報など被告に繋がる書類や資料を収集する。侵害品の現物サンプルを入手することが好ましいが、入手できない場合は侵害品やそのパッケージを撮影した写真、特に、自社製品の特徴部分と比較し、識別できる写真やコピーを入手する。

証拠を収集する目的は、収集された被疑侵害品に対する詳細な分析を行い、どの知的財産権が、具体的には、どの特許権、意匠権、商標権、或いは著作権が侵害されているかを確認することにある。知的財産権者は、少なくとも侵害の事実を確認すること、その侵害の事実証拠のサンプルから対象の知的財産権に対する侵害鑑定ができるよう準備する。特許権侵害の場合は、侵害分析をするために複数、或いは一定量の証拠が必要なため、可能であれば被疑侵害者から必要な量の被疑侵害品のサンプルを入手する。

なお、未登録の周知著名商標や意匠、有名製品の形態模倣など不正競争を主張しなければならない場合、現地の弁護士や弁理士に相談の上、自社の対象商標、製品のドイツでの販売状況、関係資料を確認し、必要な証拠となる資料などを収集する。

ところで、特許法第 140C 条には、仮差止命令に基づく被疑侵害証拠の資料や物品に関する査察命令が規定されている。民事訴訟や仮処分を目的として証拠収集をする場合は、民事訴訟法第 935 条～第 945 条による仮処分手続きにより、証拠収集をすることができる。しかし、裁判所が査察命令を出すためには、侵害をしていることが十分に確実であることが条件であるために、単なる可能性の主張だけでは難しく、少なくとも被疑侵害者による広告や宣伝、関係者の証言、侵害品のサンプルの入手等が必要である。また、目的の証拠が査察の手段でしか入手できない状況であることも条件となる。

一般的に、例えば、特許権者の請求を受けた裁判所は、速やかに、対象の被疑製品や製造方法などについての査察命令を被疑者に通知や聴聞をせず、一方的な手続きで出し、通常は特許弁護士などの裁判専門家を指名して、被疑者の施設での査察を裁判検察官とともに実施させる。秘密保持が必要な場合は、秘密保持措置が取られ、約 2 時間の査察が行われる。査察結果は報告書にまとめられ、被疑者と特許権者の代理人に通知される。この報告が侵害を示している場合、特許権者は仮処分や民事訴訟の証拠として、活用することができる。なお、非侵害の場合は、被疑侵害者より損害賠償の請求を受けることもある。

4. 3 侵害者の特定

税関で侵害品情報を得た場合は、輸出業者が発送した貨物を受領する輸入業者、また荷受人が輸入関係書類に記載されているため、住所や連絡先から比較的容易に調査して特定することができる。

一方、市中で侵害に加担するのは、販売店、或いは流通業者、卸業者など複数の関与者があるため、その店舗や倉庫に侵害品があるかどうかを確認することが必要である。その上で、販売会社や流通業者、或いは製造会社があれば、被疑侵害品の商流を確認し、それぞれの拠点を調査する。インターネットサイトで侵害が確認できる場合、同様に、被疑侵害品のサンプルを購入することにより、ウェブページ上の連絡先や販売先の再確認をしたり、サンプルを受け取った時の送り状にある発送元や請求書の支払い先の情報を確認したりすることで正しい販売者、或いは新たな関係者が存在しないか確認する。

ドイツで被告となりうる者には、実際に侵害行為を行った者、侵害をするおそれのある者、間接侵害や侵害を教唆する者、その他輸出元を含めて侵害に関与した者³も含まれる。複数の侵害者を個別に、或いはまとめて提訴することもできるが、被告を正しく特定することは原告の義務である。従って、裁判や仮処分を予定している場合は、前出の査察命令を利用して、被告となるべき被疑侵害者を特定することもできる。

また、通報先や裁判地を確定するためにも、侵害者と侵害地の特定は重要であり、必要に応じて、対象となる会社だけでなく、責任のある立場の者を調査することも検討する。

こうした活動は、自社や現地の関係者、或いは委託した現地弁護士により、調査を行うことが多く、侵害品のサンプル購入をダミーで行う場合以外は、直接調査会社を使うことは多くない。

なお、日本から調査会社をコントロールすることは業務に対する理解や言葉の面から難しさがあり、侵害者の特定やその後の手続きを行うためには、現地の法律事務所を通じて、調査会社や情報提供者を利用しながら進めることが勧められる。

4. 4 権利行使の判断

下記は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で検討するポイントである。判断のポイントは、自社の権利侵害を確実に立証できるかどうか、また、当面或いは将来のドイツや EU 域でのビジネスやその展開において、権利行使する意義があるかどうかにある。訴訟を開始する場合は、費用対効果を含めて、検証すべきである。

1. ドイツで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる特許権、商標権などの知的財産権が有効であり、適切な手続きで登録されていることを確認

³ 連邦通常裁判所 *Funkuhr* 判例(電波時計事件)

- する。
2. 入手した被疑侵害品のサンプルを分析し、対象となる知的財産権の権利範囲に入るかどうかを確認する。

必要に応じて、ドイツの法律事務所による被疑侵害品の侵害鑑定を入手する。また、特許権侵害のために専門家による技術的分析や鑑定が必要な場合は、社内或いは外部の研究機関で分析を行い、侵害を確認する。
 3. 被疑侵害者による侵害の規模、製造から販売までの商流、販売や在庫状況、権利行使の場所(裁判の場合は裁判管轄)、相手が所有する知的財産権などを最終確認する。複数の被疑侵害者が存在する場合、それぞれ詳細に確認し、ターゲットを決定する。
 4. どのような救済を求めるのか検討する。主に、当該被疑製品の事業の重要性や将来を含めた事業への影響を評価し、侵害規模や被害の程度から、簡単な警告、行政処分による侵害差止を求めるのか、時間をかけて損害賠償などを含めた民事訴訟や刑事告訴までを行うのかを、和解やライセンスなども視野に入れて検討する。
 5. 特許侵害訴訟を開始する場合には、対象特許の無効審判を受けることが予想されるため、ドイツの特許弁護士による対象特許の有効性の鑑定を入手し、権利行使において、被疑侵害者から無効審判を受けた場合の対策を行う。
 6. 商標権による権利行使の場合は、対象となる自社の商標権の使用実態を調べ、5年以上の使用実態があるかどうか、権利行使時に被疑侵害者から不使用や無効による取消審判や誤認混同が生じないことによる非侵害の主張を受けた場合の対策を行う。
 7. ドイツでの権利行使ルートごとにかかる弁護士費用や訴訟費用を見積り、予測される権利行使ルートごとの費用比較を行い、費用対効果を確認する。
 8. 権利行使を始めるには、被疑侵害者が侵害者として被告適格であるかどうか、反訴などの可能性があるかどうか、及び訴訟や損害賠償に応じることができる程度の資力や事業規模を有しているかどうかを判断する。
 9. 損害賠償を請求する場合は、損害額を立証する資料を収集する。
 10. ドイツの法律事務所とともに権利行使に必要な権利者側の関係書類を準備する。例えば、登録証、委任状など全ての必要書類を正しく準備する。公証認証等の必要はない。
 11. 最終的に関係機関に提出する被疑侵害者の侵害証拠、例えば、侵害品サンプル、製品説明書や販売関連伝票類、宣伝広告類、及び被疑侵害者の固有情報など侵害の立証に必要な関連資料を準備する。なお、訴訟を開始し、仮処分、証拠保全請求、情報提供請求などの手続きにより、追加証拠を入手できる可能性がある。特別に交渉が必要なもの以外、公証等の必要はない。

4.5 警告状

本来、警告状⁴の送付の目的は、短期間に、また、訴訟や弁護士費用の支出を抑えて、被疑侵害者と連絡をとることで、侵害品の製造や販売を速やかに中止させたり、実態を詳しく把握したり、場合によっては、悪意主張の理由や交渉のきっかけとしたり、和解交渉を優位かつ迅速に進めたりすることにある。ドイツでは、警告なく訴訟を進め、被告が侵害を速やかに認めた場合、原告が弁護士費用を含む全額を負担しなければならない⁵コストリスクが発生することや警告状の送付を受けた侵害者が訴訟進行の遅い国で非侵害確認訴訟を開始する⁶ような訴訟リスクがあることから、警告状の送付は、他国と比べて慎重に行わなければならない。

商標権と特許権では侵害や紛争の程度の違いがあるものの、上記のリスクに配慮するべきであり、現地の弁護士に警告状中に使用する用語の選択や被疑侵害者に対する調査を含めたアプローチについて、事前に相談することが肝要である。

一般的に、知的財産権者が被疑侵害行為を発見し、最初に被疑侵害者に送付する警告状は非公式なものとするべきであり、特許や商標など知的財産権の存在を知らせる文書(Schutzrechtshinweis)、或いは、その被疑侵害行為の合法的な権利の所在を確認する文書(Berechtigungsanfrage)になる。これらの文書は簡単な内容で、対象となる権利やそれに対する侵害行為について通知するものであり、法律的な効果が発生するものではなく、侵害の有無や権利の有効性についての議論を開始する程度のものである。こうした通知文書はドイツ国内の被疑侵害者だけでなく、国外の被疑侵害者に通知することもできる。

こうした通知文書に対し、何らの対応もない場合、次のステップとして、正式な警告書(Abmahnung)を発送することになる。警告書には、使用中止宣誓書などを添付するとともに、対象権利や被疑侵害状況の説明、使用中止宣誓書への署名、関連情報の開示要求、侵害を継続した場合の違約金や提訴及び費用負担義務について説明するとともに、さらに詳しく被疑侵害品や被疑侵害行為の内容や状況についても説明する。

警告状に記載する事項は、下記の通りである。

① 被疑侵害者(宛名)

⁴ 差止の意味が強いため、英語では warning letter よりも cease-and-desist letter が使われる。

⁵ 民事訴訟法(ZPO: Zivilprozessordnung)第93条

⁶ ブラッセル規則第27条(二重起訴禁止)、イタリアで主に提訴されることからイタリアン・トルペド(Italian Torpedo)戦術と言われる。最近では裁判管轄なしの理由で却下されるために減少している。

- ② 知的財産権者の情報
- ③ 侵害されている知的財産権の情報、登録番号や商標など
- ④ 侵害が発生している場所
- ⑤ 侵害している製品やサービスなど侵害状況
- ⑥ 被疑侵害者に対する要求、使用中止宣誓書への署名、在庫の処分など
- ⑦ 侵害による損害の補償
- ⑧ 被疑侵害者に対する情報提供の要求、例えば、製造元や仕入先
- ⑨ 応答しない場合の処罰など法的処分
- ⑩ 応答期限（通常は、1週間から1か月弱）

使用中止宣誓書には、侵害行為の内容、違約に対する約定、情報開示、損害額の決定、警告などにかかる費用負担などが含まれるが、用語の選択、法律の適用など注意すべき点が多く有るため、現地の弁護士に相談し、状況に応じて準備する。

警告書の記載方式と通知方法に特段の規定や決められた方法はなく、郵送、FAX、電子メール、或いは、口頭や電話でも良いが、通知されたことを立証しづらい口頭や電話は避けるべきである。弁護士を通じて、警告状を送付する場合は、委任状を作成する。

また、警告書の作成と送付で注意する点はいくつかあるが、対象となる知的財産権が有効であること、被疑侵害者に対する事前調査を行い、非侵害確認訴訟などの反訴を受ける可能性などについて、事前に検討する。また、警告状の送付は、被疑侵害者に対応する期間を与えることになるため、可能な限り、早急に提訴、或いは仮処分を開始することができる状況で警告書を発送することが勧められる。

4.6 予想される抗弁(特許権、商標権)

特許権と商標権に基づく警告状を受けた場合、一般的に次のような対応を取ることが予想される。なお、知的財産権それぞれに権利行使ができない対象外行為があるため、3. 侵害の定義の項を参照ください。

特許権	商標権
1. 事実誤認に基づく不当な警告	1. 事実誤認による不当な警告
2. 公知技術	2. 商号の使用や先使用
3. 先使用	3. 非登録商標による警告
4. 試験や研究のための実験	4. 非類似商標、識別力のない商標
5. 特許権消尽	5. 商標権消尽、並行輸入

6. 特許無効	6. 商標無効、不使用で誤認混同なし
7. 非侵害確認訴訟	7. 非侵害確認訴訟
8. 裁判所への弁論書の提出	8. 裁判所への弁論書の提出
9. 不正競争による提訴	9. 不正競争による提訴
10. 独占禁止による提訴	—

送付した警告書の内容に誤りがあると不当な警告となり、そのため被疑侵害者が損害を被った場合、警告者はその損害を賠償しなければならない。例えば、正当な権利に基づかない警告である場合、権利侵害の事実がない場合、誤解を生じさせるような内容の警告である場合などが不当な警告となる。なお、競合会社の販売先や顧客に対する警告は、競合会社に対する警告が既に行われている場合でないと認められない。こうした場合、被疑侵害者は不正競争防止法⁷に基づき、不当な警告を理由に警告者を提訴することもできる。

特許権や商標権が適用された商品がドイツ市場や EU 市場に合法的に上市された場合、それぞれの権利は消尽したものとされる。従って、その後、第三者による再販売、使用などに権利行使は及ばない。EU 域内の市場では共同体市場の統一を目的とした EU 域内消尽が適用されるため、ドイツ以外の EU 加盟国の市場に権利の対象となる商品が上市されると EU 全域での消尽が生じ、ドイツへの輸入行為にも消尽や並行輸入の抗弁が成立する。しかし、特許権の場合、ドイツや他の EU 加盟国以外の市場に投入された商品がドイツに輸入された場合は、消尽の対象とはならない。

警告状を受けた被疑侵害者が知的財産権者の主張に異論や指摘を受けた侵害の事実がない場合、知的財産権者から提訴される前に、被疑侵害者は積極的に、自身に有利な場所で非侵害の確認訴訟を開始することができる。

仮処分を予定しているような場合、警告を受けた被疑侵害者は本訴訟前に仮処分が申立てられることを予想し、自身の防衛のために提訴が予想される裁判所に仮処分に対する反論の弁論書 (Schuzschrift) を提出し、申立人の一方的審理になることから回避しようと試みることができる。裁判所は、仮処分の申立を受けた後、当事者双方の主張を考慮し、申立人に不利な処分内容を決定することもある。

権利行使が市場での支配的地位の濫用に当たる場合、例えば、差別的かつ高

⁷ UWG: Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb

額なライセンス料を要求したことが市場での支配的地位の濫用にあたる場合、競争制限禁止法(日本で言う、独占禁止法)に基づき、被疑侵害者は知的財産権者を提訴することができる。

4.7 侵害に対する法的措置

知的財産権者が採りうる被疑侵害者に対する対抗措置は、下記の表の通りであり、それぞれの措置にかかる期間、費用、メリットやデメリットをまとめた。

自発措置	行政措置		司法措置		
警告状	通報	税関対策	仮処分	民事訴訟	刑事告訴
(処理主体)					
権利者	警察/検察	税関	裁判所	裁判所	裁判所
(目的と結果)					
和解 許諾契約	侵害差止	輸入差止 侵害品処分	侵害差止 情報開示	侵害差止 侵害品等処分 損害賠償	侵害差止 罰金 禁固
(期間とコスト)					
1-4 か月	2 週間	2-4 週間	4-12 か月	8-20 か月	6-12 か月
低コスト	低コスト	低コスト	低コスト	高コスト	低コスト
(メリットとデメリット)					
短期決着 自由度	短期決着	短期決着 経済的打撃	短期決着 情報収集	法的効果 経済的打撃	法的効果 拘束力
証拠隠滅 逆提訴	模倣のみ 刑事告訴	部分的対策		立証義務 権利攻撃	侵害立証

ドイツで知的財産権侵害者に警告を発する場合は、被疑侵害者を十分調査の上で行うべきであり、被疑侵害者の対応にある程度の見込みやその後の交渉の可能性がある場合に利用することが好ましい。模倣品や海賊品の業者、またインターネット通販による侵害品の輸入には、通報や税関対策を伴う仮処分が、比較的短時間に取締の結果を出すことができる。

特許権や商標権侵害の場合、ドイツでは知的財産権の各法規と民事訴訟法の整備が進んでいるために、民事訴訟の活用が多い。また、未登録の商標や意匠権、著名商標やトレードドレスについても、権利者の使用の実態を立証することができれば、比較的裁判所が認める傾向があるため、そうした未登録の知的財産権の自らの使用実績と被疑侵害者による侵害事実の十分な立証資料を整備することで、民事訴訟で有利に進めることができる。侵害証拠の収集が十分にできない場合でも、一定の侵

害の蓋然性を立証することができれば、査察命令、証拠収集、情報提供命令や文書提出命令を活用することで、有利に訴訟を進めることができる。

時間やコストを前提にすると、警告状の送付から交渉に入ることが一般的であるが、模倣品対策は税関の活用や仮処分が効果的で、ドイツでは最もよく利用される手法である。また、主要な地方裁判所は積極的に侵害に対する民事手続きを行っているため、被疑侵害者を特定でき、侵害が明確な場合は、民事訴訟を利用しても、比較的早い解決につながると言える。

5. 侵害に対する救済手段

ここでは、ドイツで効果のある対策として税関差止、民事訴訟及び刑事告訴について、概括する。

5.1 税関取締

ドイツは EU 地域でも侵害品の流入が多い国の一つであり、ドイツ税関は地区を北部(Hamburg)、中部(Potsdam)、西部(Köln)、南部(Nürnberg)、南西部(Neustadt an der Weinstrasse)の5地区に43か所の支局を配置し、39,000人の職員が陸、海及び空路の通関作業を行っている。そして、捜査業務を主に行う支局をハンブルク(Hamburg)、ベルリン(Berlin)、ハノーバー(Hannover)、エッセン(Essen)、ドレスデン(Dresden)、ミュンヘン(München)、及びシュツットガルト(Stuttgart)にの8か所に設け、約2,500名の職員が日々輸出入貨物などの調査を行っている。

ドイツの税関区分と捜査支局



こうした税関での摘発には、主に2つの対策がとられている。一方は、知的財産権者の事前申告に基づく捜査手続きであり、他方は職権によるもので、主に、商標権や意匠権、著作権などの知的財産権を中心にした捜査手続きである。

●税関登録手続き

ドイツでは、改正 EU 税関規則 (No.608/2013 及び No.1352/2013) が 2014 年 1 月 1 日に発効し、差押申請は税関のデータベース ZGR-online に直接申請することができるようになった。もし、EU 域内にも適用を希望する場合は、2014 年 1 月から運用が開始された COPIS (Anti-Counterfeit and anti-Piracy Information System) システムに、ミュンヘンにある ZGR-online を経由して申請することができる。

Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz (ZGR)

Bundesfinanzdirektion Südost, Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz

住所: Sophienstraße 6,
80333 München, Germany
電話: +49-89-5995-2349
Fax: +49-89-5995-2317
E-mail: zgr.bfd-suedost@zoll.bund.de

ZGR-online

http://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Verbote-Beschraenkungen/Gewerblicher-Rec htsschutz/Information-ZGR-online/information-zgr-online_node.html;jsessionid=E89736B943F7DCFD70C91F556839C2BC.intranet2

ドイツの税関が対象とする知的財産権は主に、商標権と著作権であるが、特許権、実用新案権、意匠権、医薬品特許の SPC、植物新品種、地理的表示が対象となる。EU 域内対象の知的財産権は幅広く、欧州共同体商標権、欧州指定の国際登録商標権、欧州共同体意匠権、欧州指定の国際登録意匠権、非登録意匠権⁸、ワインやスピリッツなどの原産地や地理的表示、及び欧州植物新品種権を保護対象とし、2014 年から半導体集積回路配置設計、実用新案権と商号が追加された。なお、税関差止を EU 域内諸国まで指定する場合には、当該国毎に当該国の代理人を指定しなければならない。

ドイツ税関に知的財産権の税関登録手続きをする場合、他の EU 各国と違い、ドイツ語の翻訳を用意する。税関登録の有効期間は 1 年間で、必要であれば毎年更新が可能である。更新手続きは満了日の 30 日前までに行わなければならない。こうした税関対策は費用対効果の点からも有効であるため、自社の知的財産権で登録できるものは全て手続きすることが好ましい。

⁸ 非登録意匠権とは欧州共同体意匠制度に規定され、ライフサイクルが短く、新規性で独自性のある意匠で、EU域内で最初に公衆に利用可能な状態に置かれた日から3年間保護される。

税関での差押申請書(AFA:Application for Action)に必要な主な事項と書類などは下記の通りである。

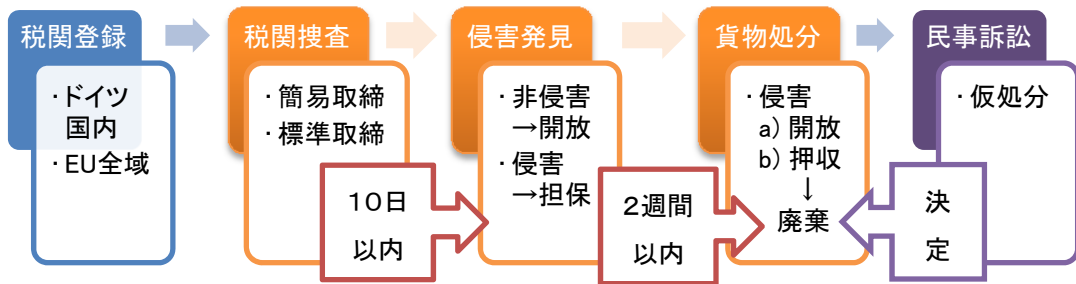
- 1) 申請者とその連絡先、及び申請者の資格
- 2) 申請代理人とその連絡先
- 3) 申請対象国
- 4) 法律面の代理人及び技術面での代理人、EU 各国を指定する場合はその国での代理人とその連絡先（それぞれ委任状が必要）
- 5) 対象となる知的財産権の情報（登録証などの有効である証拠を提出）
- 6) 商品の詳細な説明
商標権の場合、登録番号、指定商品、一般的な販売価格など
- 7) 商標の識別方法(説明書や写真、真偽の見分け方などを提供する)
- 8) 製造地などの情報
- 9) 自社業務に関係する会社などの情報(ホワイトリストに該当する)
- 10) 梱包などの情報
- 11) 小口貨物の廃棄費用の負担の可否
- 12) その他の同梱書類などの情報

なお、知的財産権者は、侵害品が発見された場合、税関での保管から廃棄まで発生する費用を負担することに同意するための署名をしなければならない。

ZGR-online での差押申請書(AFA)が審査・承認されると、税関のイントラネットに情報が転送され、全ての税関職員が日々の捜査業務で利用することができるようになる。税関は差押申請書の記載内容の正誤について、原則審査を行わないため、提出前に記載事項の誤りがないように漏れなく確認する。なお、新たに追加や修正情報などがある場合は ZGR-online で自由に更新することができる。また、対象となる権利が失効した場合には、税関に通知して、登録情報を取消さなければならない。

●税関での侵害品発見から救済までの手続き

税関登録による被疑侵害発見から処分までの手続きは以下の通りであるが、知的財産権者はどのステージも手続きを止めることができ、税関による通関作業を進めることができる。対象となる貨物が展示会用の貨物であるような場合は、短期間でも十分な効果を上げることができる。



(1) 標準取締:

1) 被疑侵害品の発見と通知

- ・ 税関は知的財産権者(代理人の指定があれば代理人)に被疑侵害品の留置を通知するとともに、その被疑侵害品の数量、貨物の状況、所有者、発送元、仕向け地、及び必要に応じて写真を提供し、10日(延長可、生鮮品の場合は3日)以内に侵害・非侵害の判定を求める。知的財産権者は被疑侵害品の貨物を確認することもできる。
- ・ ドイツの税関は侵害の状況により担保金の支払いを求めることがある。現在、1万ユーロと指定されることが多い。
- ・ 税関が税関登録なく職権で発見した被疑侵害品の場合、知的財産権者にその旨が通知され、追加の情報提供が求められるので、4日以内に確認し、侵害品であれば10日以内に差押申請書(AFA)を提出する。提出しなければ通関される。

2) 被疑侵害品の処分

- ・ 指定された10日以内(延長不可)に、知的財産権者が書面で侵害品と主張し、裁判所での手続き開始を通知した場合、税関は最長2週間、被疑侵害品を留置する。
- ・ 知的財産権者が侵害品であると通知し、廃棄に同意した場合、明らかに被疑侵害品が模倣品の場合、一般的に侵害品を輸入している当事者は反論や対応をしないため、更なる法的措置なく廃棄処分される。
- ・ 貨物の所有者や輸入者にも留置の通知がなされ、指定された10日以内に侵害を認める通知や応答をしない場合、税関は通知から2週間以内に侵害と判断し、侵害品を押収し、処分する。
- ・ 知的財産権者が何ら応答しなかった場合、或いは、貨物の所有者などからの反論に同意した場合、税関は通関規定を満たしていることを条件に留置を解き、通知から2週間以内に通関処理する。

3) 仮処分(民事訴訟)

- ・ 貨物の所有者や輸入者が税関の留置に異議を申立て、侵害を認めない

場合、知的財産権者は留置を維持するため、10日以内に地方裁判所に仮処分を申立て、その旨を税関に通知し、輸入差止を最長2週間(延長可2週間)維持することができる。

- ・ 貨物の所有者や輸入者は追加の補償金を支払い、早期解放を税関に求めることもできる⁹。税関は裁判所の判断がなければ、通関規定を満たしていることを条件に留置を解き、通関処理する。
- ・ 知的財産権利者が裁判所による仮処分の決定書を税関に提出した場合、税関は差押え、廃棄処分など必要な措置を講じることができる。

(2) 簡易取締: 小荷物の特別手続き¹⁰

- ・ 2014年から新たに導入され、インターネット通販などの小口取引での模倣品や侵害品を対象とし、税関や知的財産権者の負担を軽減することを目的とする手続きである。
- ・ 小口貨物とは3個口以下、2Kg以下で、郵便や国際宅配サービスを利用する場合が対象となり、商標権や意匠権及び著作権の侵害に限られる。
- ・ 対象商品は、差押申請書(AFA)に小荷物特別手続きの指定があり、生鮮品を除き、模倣品或いは海賊品であり、小荷物での輸入であることが条件となる。
- ・ 貨物の所有者や輸入者に留置の通知がなされ、指定された10日以内に侵害を認める通知や応答をしない場合、税関は通知日から2週間以内に侵害と判断し、侵害品を押収し、処分する。

● 並行輸入について

EU地域は単独の市場であり、一旦貨物が域内に入った場合、域内各国への移動は自由である。一旦入ってしまった侵害品や並行輸入品は当該国の法律・法規で個別に対策することになる。そして、域外から正当に市場に投入された真正品、或いは契約数量を違反して製造された真正品が域内に入ることは正当な並行輸入行為であり、侵害の対象とはならない。なお、ドイツでは、2000年のJocky事件により、違法な並行輸入と判断される場合、税関での輸入差止が裁判所で認められる可能性がある。個別の判断となるため、現地の弁護士に相談することをお勧めする。

5. 2 民事訴訟

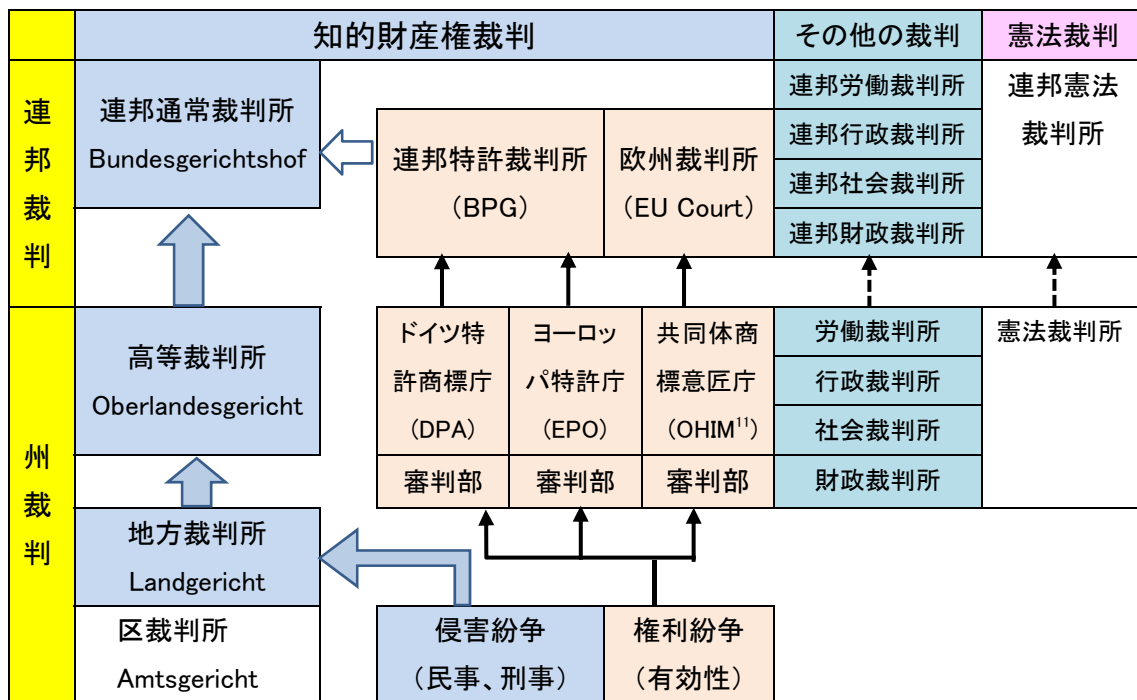
ドイツの司法制度は、法律の適用を判断する憲法裁判所(Verfassungsgericht)と

⁹ 欧州委員会規則(EU)No.608/2013, No.1352/2013 第24条

¹⁰ 欧州委員会規則(EU)No.608/2013, No.1352/2013 第26条

紛争を判断する通常裁判所(gericht)、行政裁判所(Verwaltungsgericht)、労働裁判所(Arbeitsgericht)、社会裁判所(Sozialgericht)及び財政裁判所(Finanzgericht)の2系統に分けられる。連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)は最高機関裁判所に当たるが、最上級審ではない。通常裁判所が商事、家事などの事件を含む民事事件及び青少年事件を含む刑事事件を担当し、連邦通常裁判所(Bundesgerichtshof)が最終級審である。

ドイツの司法制度と知的財産裁判



民事事件である知的財産権にかかる侵害紛争の第一審は地方裁判所(Landgericht)に受理管轄権があり、現在 115 の地方裁判所が設置されているが、特許権侵害は 12¹²の地方裁判所、意匠権侵害は 16 の地方裁判所、商標権や著作権侵害は 22 の地方裁判所が裁判管轄を有する。被疑侵害がドイツ国内で広範に、例えば、インターネットモールで展示販売されているような場合は、裁判所を自由に選択することができる。しかし、ドイツでの特許権侵害は、主に、デュッセルドルフ(Düsseldorf)、マンハイム(Mannheim)及びミュンヘン(Munich I)の地方裁判所だけで毎年 900 件¹³以上を受理している。つまり、これらの地方裁判所の十分な経験と公平な判断が評価されているものと理解できる。意匠権や商標権侵害は、展示会

¹¹ OHIM: The Office for Harmonization in the International Market Trade Marks and Designs

¹² 特許権侵害を受理する 12 の地方裁判所: Berlin, Braunschweig, Düsseldorf, Erfurt, Frankfurt, Hamburg, Leipzig, Magdeburg, Mannheim, München I, Nuremberg-Fürth, Saarbrücken

¹³ 2013-2014 年のドイツでの特許権侵害訴訟受理平均件数は 1,200 件を超える。

が開催される、デュッセルドルフ、ミュンヘン(München)、ケルン(köln)及びハンブルク(Hamburg)の地方裁判所が数多く受理している。

第一審の判断に不服がある場合、その地区の高等裁判所(Oberlandesgericht)に上訴することができる。第二審にも不服の場合は、連邦通常裁判所に控訴できるが、連邦通常裁判所は事実審を行わず、法律適用の是非のみを争うことになる。

民事事件が地方裁判所以上の裁判所で処理される場合、裁判所は3名の裁判官からなる合議体で審理をする。当事者は代理人として、弁護士(Rechtsanwalt)を指名しなければならない。民事事件では、それぞれの裁判所から代理人として許された弁護士のみが地方裁判所、高等裁判所及び連邦通常裁判所に出廷することができ、審理を遂行する。なお、刑事事件では、弁護士はどの裁判所でも弁護人として出廷することができる。

ところで、対象となる知的財産権の有効性の紛争は、通常裁判所で争うことはできず、行政裁判手続きとなるため、二元的、並行した手続きとなる。つまり、ドイツ特許商標庁やヨーロッパ特許庁での無効審判が並行して行われることになる。特許侵害訴訟が係属中に、対象となる知的財産権に対する異議申立や無効審判が開始されたとの通知だけでは訴訟は停止しない。しかし、無効となる蓋然性が高いと裁判官の心証が形成された場合、裁判官は裁判の審理を停止することができる。

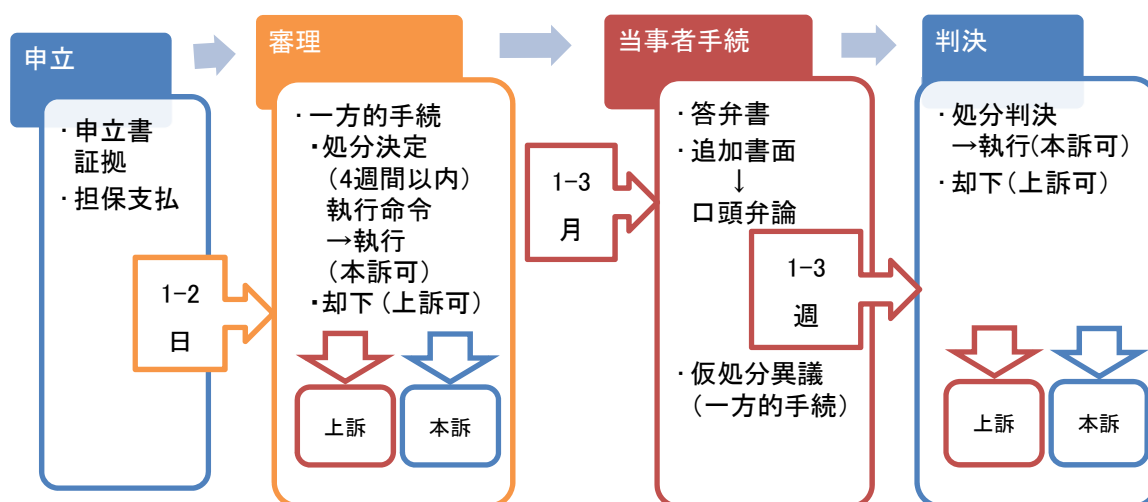
ここでは、ドイツでの特許権や商標権などの審決に不服で抗告する行政事件は、連邦特許裁判所(BPG: Bundespatentgericht)が第一審を担当する。ドイツを指定したヨーロッパ特許も同様に連邦特許裁判所に無効の手続きをとることができる。なお、実用新案権はドイツ特許商標庁の審査を受けていないために、被告は地方裁判所に無効の抗弁をすることができる。欧州全域をカバーする欧州共同体意匠権及び欧州共同体商標権については、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)における異議や無効手続き終了後、欧州裁判所に行政不服裁判をおこすことができる。外国企業の場合は欧州共同体商標庁の所在するスペインのアリカンテの欧州裁判所となる。

●仮処分(einstweilige Verfügung)

知的財産権者は侵害発生やそのおそれが高い場合、本訴訟の開始前に、或いはその代わりに、迅速な処分決定や判決を求めるために民事訴訟法第935条に基づき、地方裁判所に仮処分の請求を申立てることができる。仮処分による救済では、仮差止、知的財産権者は特許法や商標法などで規定される関係情報の提供、査察、文書提出請求などの救済を受けることができる。なお、仮処分においては、損害賠償請求

は認められない。

知的財産権者は申立書で、対象となる救済内容の説明、証拠及び仮処分申立理由として、重大な不利益や緊急性を有する理由を明確に記載しなければならない。説明書は宣誓書と同様の位置づけのため、記載内容が真実でない場合に刑事罰の対象となる可能性が生じるので、弁護士にドラフト作成を依頼する。証拠は、権利証書及び侵害の証拠である。また、仮処分を申立てる時期は、事件発生から速やかに行うべきで、税関差止以外の場合、申立が事件発生から1か月以上が経過しているような場合、裁判所は緊急性がないと判断するおそれが高い¹⁴ため、影響のある事件が発生した時には、現地弁護士に速やかに相談し、対応を検討する。なお、事件によっては、被疑侵害者から担保金の支払いを要求されるので、相応の損害見積り金額を預託しなければならない。



地方裁判所は仮処分の申立を受けて、当事者手続き(inter-partes)、或いは一方的手続き(ex parte)の何れかで判断を下さなければならない。一方的な手続きは、公平な適用ではないため、明確な侵害がある場合、緊急性がある場合や証拠などが廃棄や改ざんされるおそれがあるような場合に、地方裁判所は一方的手続きを採用して数日、遅くとも4週間以内に処分を決定し、申立人の知的財産権者のみに決定書を送付する。なお、却下された場合は、高等裁判所に上訴が可能である。また、被申立人が仮処分命令に不服の場合は、当該地方裁判所に異議を申立てることができる。

地方裁判所が当事者手続きを選択した場合は、当事者間の口頭弁論のスケジュー

¹⁴ この期間は裁判所ごとに運用基準が異なるため、できるだけ短期間で申立が好ましい。例えば、仮処分に寛容なフランクフルトやハンブルクの裁判所と厳しい対応を取るミュンヘンの裁判所などがある

ールが決定され、被申立人は答弁書を提出し、口頭弁論が開催される。通常、口頭弁論までに約 2～3 か月程度かかる。その後、約 2 週間で裁判所が仮処分の決定或いは却下を決定し、両当事者に判決書を送付する。勝訴した申立人は、本訴訟を選択することも仮処分の執行を選択することもできる。

仮処分命令の決定が出ただけでは、執行は行われない。一方的手続きでは、被申立人への決定書や判決書の送達は執行官が行い、送達日から 1 か月以内に実行されなければならない。執行されない場合は無効となる(民事訴訟法第 929 条、以下本項参照条文は民事訴訟法のもの)。当事者手続きでは、申立人が仮処分の要否を判断し、被申立人への決定書や判決書の送達を行わなければならない。被申立人が仮処分命令に従わない場合、25 万ユーロ以下の罰金又は 6 か月以下の禁固が科せられる。

●民事訴訟

警告書の送付に対する応答がない場合やその後の交渉でも和解や侵害の中止にならず満足いく結果に至らない場合、次善の措置としては侵害訴訟により、被疑侵害者の侵害行為の差止、必要に応じて損害賠償を請求することになる。ドイツでの知的財産権侵害事件で、特許権侵害事件の平均的な審理期間は 2 年ほど、商標権や意匠権の場合は 6 か月から 10 か月ほどである。特許権侵害では、技術鑑定などの必要から、さらに 1 年ほど、商標権や意匠権の場合は証拠調べや証人尋問などで、さらに 3 か月ほどの期間を要する。

民事訴訟では、裁判地の選択も重要なポイントの一つである。管轄裁判所は、次のいずれかを選択することができる。

- 1) 被告の所在地又は営業所の所在地(同第 12 条、同第 17 条、同第 21 条)
- 2) 不法行為地(同第 32 条)

不法行為地は比較的広く解釈されており、製造や販売地だけでなく、侵害品が流通したり、販売の申し出が一度でもされたりした場所も不法行為地として認められる。従って、知的財産権者である原告¹⁵は当該事件で最も適した地方裁判所を選択することができる。つまり、有利な判決をする傾向のある裁判所、迅速な処理をする¹⁶裁判所、同類事件を数多く扱った経験のある裁判所、また地理的に有利な裁判所などから選択(forum delicti commissi)することができる。

¹⁵ 原告には、知的財産権者の他、専用実施権者や同意を得た通常実施権者も含まれる。

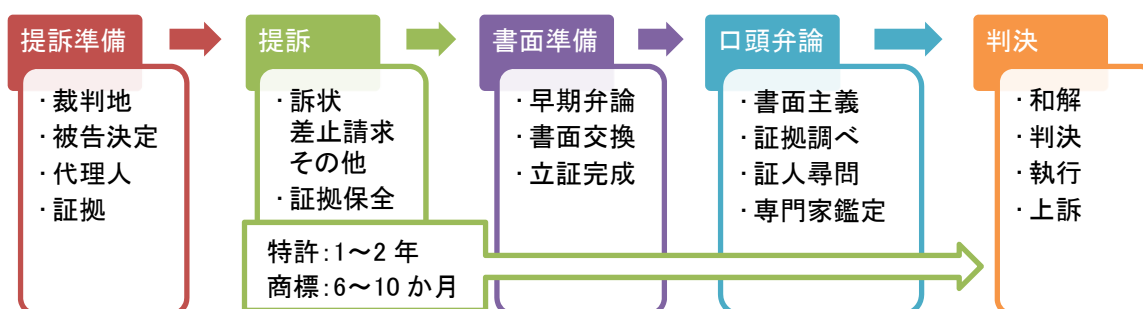
¹⁶ 近年、マンハイムやフランクフルトは 8 か月から 18 か月と短期間に判決を出している。

民事訴訟で原告が求める主な救済は下記の通り。

- 1) 使用差止;
- 2) 情報提供及び会計報告;
- 3) 損害賠償;
- 4) 侵害品の廃棄;
- 5) 流通チャネルからの侵害品の回収

ドイツの裁判所は使用差止による救済を出すかどうかの裁量権がないので、原告は必ず請求しなければならない。また、ドイツはアメリカのように懲罰的賠償制度はないので、差止命令は重要な決定であるが、第一審裁判所は担保の供託を要求することがあることに注意が必要である。

民事事件の判決手続(Erkenntnisverfahren)は当事者主義がとられており、原告が訴状を裁判所に提出することにより開始される(同第 253 条)。通常、訴状は、事前に入手し準備した証拠を記載した書類と共に提出する。訴状には、原告と被告、及び代理人の会社名や氏名及び住所などの情報並びに訴額などを記載し、請求の趣旨、及び請求原因を記載する。請求趣旨とは、侵害の差止や損害賠償に加えて、損害額確定のための情報提供、侵害品の商流を明らかにする情報提供、侵害品の製造にかかる関連装置の廃棄、侵害品の除去などである。請求原因とは、証拠リスト、侵害鑑定、その他請求内容をサポートする事実や証拠、或いは法的根拠のことである。そして、事件は原告が訴訟費用を裁判所に支払うことで受理される。



ドイツの侵害訴訟では、原告が侵害を十分立証する証拠を準備しなければならないが、提訴前に十分な証拠がそろわなかった場合、前出の仮処分や証拠保全を利用して、追加の証拠を取得することができる。証拠保全としては、特許法や商標法において、商流にかかる情報の提供や損害額算定のための情報の提供に加えて、被疑侵害品の検査や特許方法の場合の現場の査察を認めている。また、独立証拠調べ(同第 485 条～第 494a 条)により、専門家鑑定も認められている。裁判所の許可を得

て、このような手法で確実な証拠の確保をすることができる。

訴状を受理した地方裁判所は提訴日から 2 週間ほどで被告に副本を送達する。通常、地方裁判所は早期口頭弁論を約 1 か月後に開催し、争点整理や約 1 年後の口頭弁論までのスケジュールを調整する¹⁷。準備書面期間では、被告が侵害を否定する答弁書を指定期限内(通常、6 から 8 週間)に提出する。原告はこれに対して弁駁することも可能で、被告は弁駁に対して、反論書面を提出することもできる。こうした書面交換はそれぞれ 2 回まで行うことができる。

口頭弁論は約 1~2 か月後に開催されるが、3 名の裁判官の合議体で行われ、ドイツの訴訟審理は書面主義を原則としており、準備書面期間までに提出された主張、事実証拠及び法律や判例などに基づき審理される。このため、提出書面は明確で論理的な主張内容を確認するとともに、裁判官に分かりやすく、心証形成しやすいものとなるよう配慮する。口頭弁論で裁判官は原告や被告の代理弁護士に発言の機会を与えるが、新たな主張を追加することは難しいところである。口頭弁論は約 2 時間で終了し、約 2 週間から 1 か月後に判決が言い渡される。もし、裁判官が追加の証拠調べが必要と判断した場合は、そのスケジュールが調整される。

口頭弁論後の証拠調べでは、裁判所による検証、証人尋問や専門家による鑑定(同第 371 条~第 414 条)、また、相手方に対する証拠文書提出命令(同第 142 条)などにより、争点の確認を行うことになる。また、特許無効の紛争が並行して起きている場合、無効の蓋然性が高い場合は、訴訟手続きを一時的に中止することができる(同第 148 条)。しかし、特許無効審判は平均 12~18 か月、不服裁判は 2、3 年はかかるため、無効の可能性が高いと裁判官が判断しなければ、中止となるのは難しいと言える。

特許権侵害の場合、権利範囲に属するかどうかの判断は、文言解釈や均等の適用などで判断される。なお、包袋禁反言は原則適用されない。侵害の形態としては、直接侵害及び間接侵害が対象となる。裁判官が判断できない技術的な問題については、法定鑑定人と呼ばれる専門家が選任され、専門家鑑定を求めることになるが、第二審で利用されることが多い。専門家鑑定費用は敗訴した当事者が負担する。

損害賠償について、判決はその有無の判断のみを裁定するため、損害賠償額はその裁定を受けて、当事者間で決定することになる。敗訴した被告は損害賠償額を決定するための証拠を提出する義務があるため、判決が確定した段階で、原告はその

¹⁷ 地方裁判所により、スケジュールリングに多少の違いがある。

提示を求めることが一般的である。通常、原告が算定した賠償額をベースに交渉し、妥結することになる。交渉が決裂した場合は、損害賠償支払いの訴訟を開始することになるが、一般的に妥当な賠償額¹⁸で妥結し、損害賠償額の支払いとなることが多い。

裁判官には訴訟を円満に解決する義務があるが(同第 278 条)、和解勧告や和解の意思確認などを行うことはあまりない。当事者が裁判上の和解を希望する場合は、和解の申入れを行い、和解契約を結ぶこともできる。訴訟は、判決、和解、取下げ、放棄などで終了する。上訴は、判決書送達から1か月以内に高等裁判所へ控訴する。第三審は連邦普通裁判所での法律の適用にかかる判断で、終審となる。

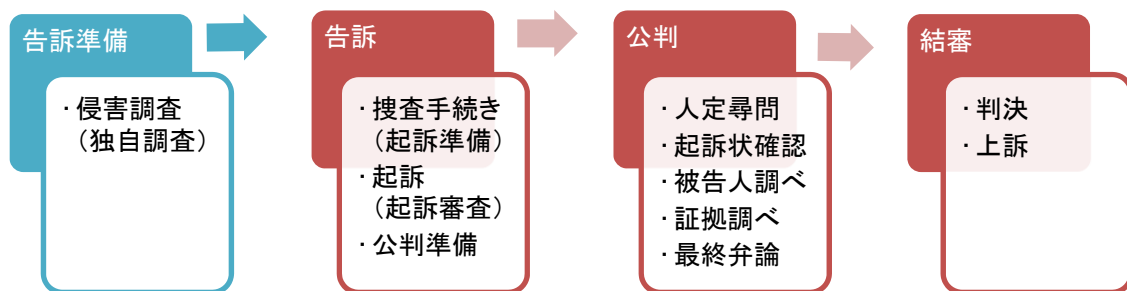
5.3 刑事告訴

刑事事件を担当するのは、検察局(Staatsanwaltschaft)であり、通常裁判所に属し、各裁判所に設置される行政官庁であるが、裁判官とともに司法権の行使に携わるが、裁判所からは完全に独立している。検察官(Staatsanwalt)には、連邦検察官と州検察官があるが、それぞれ連邦司法大臣と各州司法省の監督下に置かれる。検察官は、刑事事件の訴追、公判の維持、捜査などを担当し、公判手続において公益を代表して、刑罰の請求を行う。また、検察官は、捜査において、被疑者にとって不利な事情だけではなく有利な事情も捜査するとともに、滅失のおそれがある証拠の取調べに努めなければならない。

ドイツの知的財産権侵害事件で刑事告訴が利用されるのは、侵害者に犯罪意思(mens rea)がある場合で、一般的には、有名ブランドの商標権侵害や音楽やソフトウェアの著作権侵害などによる模倣品や海賊品の場合に、私人訴追(Privatklage)に刑事告訴として利用される。私人訴追は軽微な犯罪に対して、刑事罰を科すものである。知的財産権関連の告訴の場合、その対象は、不正競争法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路保護法及び植物品種保護法の侵害行為が対象となる(刑事訴訟法第 374 条第 7 項、第 8 項、以下本項参照条文は刑事訴訟法のもの)。なお、公共の利益との衝突がある犯罪と検察局が判断した場合は、検察局が一方的手続を独自に開始することもできる。

刑事告訴は、犯罪捜査手続(Ermittlungsverfahren)、公判準備手続(Eröffnungsverfahren)及び公判主要手続(Hauptverfahren)と進み、結審となる。

¹⁸ 賠償額の紛争でのリスクがあることや判例による算定基準が明確になっているため。



知的財産権者は、口頭や書面により地方の検察局、警察、或いは裁判所に刑事告訴をすることができる(同第 158 条)。通常、公共の利益の問題があり、職権による介入が必要であると検察局が判断しない限り、そうした知的財産権者の申立を受けて、被疑者の所在する検察局が担当し、担当検察官は警察の協力を得て調査を行う。強制捜査には、原則として裁判官の命令が必要である。知的財産権者は事前に調査した侵害証拠のサンプルや資料、侵害品の商流、製造や販売の拠点、或いは模倣活動のパターンなどの情報を担当検察官に提供、その活動に協力することで、刑事告訴にかかる時間や判断までの時間を短縮することができる。

捜査の結果、比較的最低の罰金や 1 年以下の禁固の対象となるような軽微な場合、検察官は、裁判所の同意を条件に、起訴しないことを決定することもできる(同第 153 条)。十分な証拠がある場合は、原則として、検察官は起訴しなければならない(起訴法定主義)。

起訴状が提出されると、裁判所は起訴事実につき審査し、公判を開始するかどうか判断する。告訴手続きが進む場合は、公判準備のスケジュールリングを行い、裁判所は公判(Hauptverhandlung)を開始する。公判で、裁判所は検察官及び被告人の主張に拘束されず、実体的真実解明のために職権で審理を進める。裁判官は一件記録を精査するが、利用できる証拠は公判で裁判所が直接取り調べた証拠に限定される。

公判手続は、事件の呼上、被告人の人定質問、検察官による起訴状朗読、被告人質問、証拠調べ、と進み、最終弁論があり、判決の言渡しとなる。ドイツでは、一般的に禁固刑が適用されることは稀で、罰金が科される。上訴は当該州の高等裁判所で、二審終審となる。

刑事告訴と共に民事訴訟を開始することもできる。模倣品や海賊品の民事訴訟の第一審は 6~8 か月で結審する。上訴審も同じ程度の審理期間である。刑事訴訟もほぼ同様の審理期間である。刑事告訴を検察局が行わない場合、知的財産権者は

自ら刑事訴訟提起することもできるが、一般的に行われたい(同第 374 条 1 項 8 号)。

ところで、知的財産権者は私人訴追の刑事告訴の場合、自ら訴訟に関与することができないため、訴訟参加制度(Nebenklage、同第 395 条)を利用することができる。訴訟参加が認められた被害者(申立人)は、公判に在廷、証拠調べ請求、尋問、論告請求、上訴、弁護士依頼請求など刑事訴訟上の権利が認められ、いずれも検察官から独立して行使できる(同第 397 条)。こうした刑事訴訟手続きは知的財産権侵害において、好ましい結果となるため、複雑かつ重要な侵害事件の場合は検討する。

知的財産関連法での刑事救済は下記の通り。

特許法	5 年以下の懲役または罰金(第 142 条)
実用新案法	5 年以下の懲役または罰金(第 25 条)
意匠法	5 年以下の懲役または罰金(第 51 条)
商標法	ドイツの標章 5 年以下の懲役又は罰金(第 143 条) 共同体商標 3 年以下の懲役または罰金(第 143a 条) 原産地表示 2 年以下の懲役または罰金(第 144 条)
著作権法	3 年以下の懲役または罰金(第 106 条)詳細省略
不正競争防止法	2 年以下の懲役または罰金(第 16 条)

5.4 その他の紛争処理

ドイツの裁判外紛争処理(ADR)には、増加する紛争の迅速な解決及び裁判所の負担軽減のため、多様な裁判外処理が図られている。例えば、ドイツ仲裁協会は紛争当事者同士の合意により、裁判によらず、仲裁員による私的な紛争解決を支援する組織である。その他、仲介人(Schiedsmann)制度、公共法律情報提供及び和解所(ÖRA)、消費者保護の調停所として、手工業会議所の調停所及び商工会議所の調停所、弁護士会による斡旋手続きなどがある。しかし、ドイツの知的財産権の紛争ではこうした仲裁や調停が利用されることは少ないようである。

インターネットのドメイン名紛争がある場合、DENIC の Dispute Entry に申請することができる。この申請は調停が進められるものではなく、当該ドメイン名の登録や移転を中止させる効果を期待するもので、ドメイン名を登録した者が申請者に移転を同意したり、取下げたりすることがなければ、民事訴訟により解決することになるので、仲裁手続きではない。

申請に特段の書式などはないが、署名した文書を用意し、提出することで、調停が

受け付けられる。調停の申請には、申請書以外に、ドメイン名の紛争調停を求める合理的な理由となる証拠を添付しなければならない。適切な権利を保有することを立証する書面として、下記のような公的な証明が必要である。

- ① 商標権の場合、当該商標の登録証
- ② 商号の場合、登記簿抄本
- ③ 名前の場合、名前を証明する証明書やパスポート
- ④ 組織や団体の場合、当該組織を示す証明書や文書書式

DENIC は、申請を受理すると、申請者に受領確認と今後のガイダンス、有効期間を通知する。もし、立証書類に不備がある場合、或いは当該ドメイン名に関する紛争が既に発生している場合は申請を認めないとの通知がある。DENIC から何ら通知がない場合は、受理状況の確認をする。調停の進捗は 2~4 週間経過後に、DENIC に連絡を取ることで確認できる。ドメイン名登録の相手との連絡や交渉が成功しない場合は、民事訴訟により解決することになる。

6. 留 意 事 項

(1) 展示会での簡便な模倣品

ドイツでは CeBIT や ISM など国際的な展示会が毎年 150 回ほど開催されており、フランクフルト、デュッセルドルフやミュンヘンの主要な展示会では、期間中に海外の事業者による侵害品の展示がしばしば有るため、主催者がインターネットサイトで模倣品や海賊品に対する仮差止のアドバイスや手引きを提供している。出展業者はドイツや EU 市場のみでなく、アメリカなど世界各国に向けた事業展開も計画しているため、展示会での権利行使は有効な対策となる。

展示会が開催されるフランクフルト、ハノーバーやニュルンベルクの地方裁判所は展示期間の週末も含めて、展示会の現場や電子メールでの仮差止請求に対応している。出展者は展示会のウェブサイトに出展する商品を掲載するため、知的財産権者は当該ウェブページのコピーなどを証拠として、仮差止の請求をすることができるほか、個別に展示ブースを見て回り、被疑侵害品があれば、裁判所の許可を得て、仮差止命令、被疑商品やカタログの押収、情報開示請求をすることができる。被疑侵害者が排除命令書に署名すれば、展示品などを展示ブースから速やかに撤去しなければならない。また、執行官に模倣品をその場で差押えを要求することができるなど、有効な手段となる。

(2) 実用新案の活用

ドイツの実用新案法第5条(1)項は、出願係属中のドイツ特許出願、ドイツを指定国としたヨーロッパ特許出願及びドイツ登録特許から分岐出願(Branch-off)を認めている。実用新案は無審査登録のため、基礎の出願日を維持し、早期に登録となり最大10年間有効に維持することができる。侵害を発見した場合、特許出願人は分岐出願を行い、早期権利化を図り、警告や権利行使に活用することができるメリットがある。こうした例外的な活用においては、権利の安定性や有効性に問題が生じないように、有効性の鑑定やドイツ特許商標庁での調査を受けることが好ましい。

- (3) 権利行使を希望しているが、実体的な商標権や意匠権がない場合、不正競争など他の法律の適用の可能性はあるかどうか、つまり、非登録の商標権や意匠権、パッシングオフ、或いは著作権侵害などでの対策を検討する。例えば、パッケージや包装或いは現地での販売促進品資料などのデザインや書類などを含め、幅広い活用状況が存在する場合、そうした使用に基づく権利行使の可能性を現地の弁護士とともに検討する。
- (4) 税関登録情報のタイムリーな更新や中国、香港、EU 地域での模倣品対策や税関対策を並行して行い、ドイツやEU域内に流入する侵害品対策を行う。また、自社製品に偽造防止などの対策を行うことで、さらに税関対策に活用する。
- (5) 誤った情報や判断による権利行使を行ったことによる損害賠償責任が発生しないように、権利行使前に侵害品や侵害事実の調査を確実にを行い、十分な注意を払う。
- (6) 証拠保全では、被疑侵害者の事業所の査察や証拠及び文書の入手が認められる。また、損害賠償の算定のための財務情報なども入手できる。しかし、こうした活動は被疑侵害者の営業秘密に関わるものも多く、秘密情報であるとの主張がされた場合は、裁判所の判断を仰ぎ、安易な収集など行わず、必要な措置を講じながら対応する。
- (7) 証拠収集をするための査察命令や証拠保全は、裁判所によって判断が異なり、例えば、デュッセルドルフの裁判所は比較的厳しい判断をすることがあるので、裁判の進行に合わせて裁判所の命令を求める場合は、注意が必要である。

7. その他の関連団体

7. 1 特許弁護士会

Patentanwaltskammer

Patent Attorney Association

住所: Tal 20,
80331 München Germany

Tel: +49-89-242-2278-0

Fax: +49-89-242-2278-25

Email: dpak@patentanwalt.de

Web: <https://www.patentanwaltskammer.de/>

7. 2 ドイツ知的財産保護協会

Deutschen Vereinigung für gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht e.V. (GRUR)

German Association for the Protection of Intellectual Property

住所: Geschäftsstelle der GRUR
Konrad-Adenauer-Ufer 11
RheinAtrium, 50668 Köln, Germany

Tel: +49-221-650-65-151

Fax: +49-221-650-65-205

Email: office@grur.de

Web: <https://www.grur.de/>

7. 3 ドイツ連邦特許弁理士協会

Bundesverband Deutscher Patentanwälte e.V.

Federal Association of German Patent Attorneys

住所: Kurfürstendamm 53
D - 10707 Berlin, Germany

Tel: +49-30-88-9227-90

Fax: +49-30-88-9227-92

Email: post@bundesverband-patentanwaelte.de

Web: <https://www.bundesverband-patentanwaelte.de/>

7. 4 知的財産専門家協会

Vereinigung von Fachleuten des Gewerblichen Rechtsschutzes (VPP)

Association of Intellectual Property Experts

住所: Claudia Stern
Josef-Albers-Str. 40
99085 Erfurt, Germany

Tel: +49-361-5-6161-98

Fax: +49-361-5-6161-99

Email: vpp.geschaeftsstelle@vpp-patent.de

Web: <https://www.vpp-patent.de/>

7. 5 製品及び商標偽造対策チーム

Der Aktionskreis gegen Produkt- und Markenpiraterie e.V. (APM)

German Anti-Counterfeiting Association

住所: Gertraudenstraße 20
D-10178 Berlin, Germany

Tel: +49-30-206-790-71

Fax: +49-30-206-790-72

Email: info@apm.net

Web: <https://www.markenpiraterie-apm.de/>

7. 6 ブランド協会

Markenverbandes e.V.

German Brands Association

住所: Unter den Linden 42
D-10117 Berlin, Germany

Tel: +49-30-206-168-0

Fax: +49-30-206-168-777

Web: <https://www.markenverband.de/>

7. 7 不正競争対策センター

Wettbewerbszentrale

Center for Combating Unfair Competition

住所: Landgrafenstraße 24 B
61348 Bad Homburg

Phone: 06172 to 12150

Fax: 06172-84422

Tel: +49-6171-1215-0
Fax: +49-6172-84422
Email: mail@wettbewerbszentrale.de
Web: <https://www.wettbewerbszentrale.de/>

7. 8 JETRO (日本貿易振興機構)デュセルドルフセンター

JETRO Germany Düsseldorf

住所: Immermannstraße 65C,
40210 Düsseldorf, Germany

Tel: +49-211-136020

Fax: +49- 211-326411

Email: info-dus@jetro.go.jp

Web: <https://www.jetro.go.jp/germany/>

